

市からの 連絡帳



子育て・教育

私立幼稚園(類似施設などを含む)園児の保護者の方へ

～「負担軽減事業補助金」・「就園奨励費補助金」の申請をお忘れなく!～

西東京市に住民登録または外国人登録がある3歳児～5歳児(平成16年4月2日～平成19年4月1日生まれ)を私立幼稚園などに通園させている保護者。

また、満3歳に達した時点で翌年度の4月を待たずに幼稚園などに通園させている保護者。

支給時期 (1)保護者負担軽減事業補助金 前期分(4～9月)は11月末の予定後期分(10～3月)は3月末の予定 (2)就園奨励費補助金 年額を1月末に支給予定。

詳細は申請書と一緒にお渡しする、「補助金制度についての説明」や、申請書の記入例を記載した「案内」をご覧ください。

市内の幼稚園などに通園の場合 幼稚園などから配布される「補助金交付申請書」に必要事項を記入し、指定された日までに幼稚園などへ提出。

市外の幼稚園などに通園の場合 「補助金交付申請書」に必要事項を記入し、印鑑を持参のうえ、子育て支援課(田無庁舎1階)または市民課(保谷庁舎1階)へ提出。

受付期間 7月5日(月)～9日(金) 午前9時～午後5時

生活保護受給世帯の方は、生活保護受給証明書が必要です。

今年1月2日以降に転入した方は、平成22年度課税証明書が必要です。

前年度以降に海外から帰国した方は、下記までご連絡ください。

「負担軽減補助金」「就園奨励費補助金」の支給は、保護者の指定金融口座に振り込みますので、申請の際

には口座番号などに間違いがないように記入してください。

受付期間中に申請できない方、またはその後に入園を予定している方は、直接子育て支援課に申請してください。

子育て支援課 ☎(☎460-9841)

子ども手当の申請はお済みですか?

次の・に該当する方へ、4月16日(金)に「子ども手当の案内」を送付しました。子ども手当の申請が必要な方で、まだ書類を提出されていない方は、お早めに提出してください。なお、公務員の方は勤務先で申請してください(独立行政法人、国立大学法人の職員や公益法人等派遣法により派遣されている方は、西東京市へ申請)。また、お子さんが市外在住で「案内」が届かなかった方は、下記までご連絡ください。

「子ども手当認定請求書」の申請が必要な方

平成22年3月31日までに児童手当を受給されていない中学校修了前(15歳に達する日以後の最初の3月31日)までのお子さんを養育されている方

「子ども手当額改定認定請求書」の申請が必要な方

平成22年3月31日まで児童手当を受給しており、中学2・3年生がいる方

❖子ども手当の支給

平成22年3月31日まで児童手当を受給されていた方および平成22年4月以降に子ども手当の申請をされた方は、子ども手当の6月期分を6月15日(火)に指定口座に振り込みます。支払対象となる方には支払日前に認定通知書を送付しました。すでに「子ども手当(額改定)認定請求書」を提出された方で6月期の支払処理に間に合わない方は、次回10月期に振り込みます。

子育て支援課 ☎(☎460-9840)

夏休み期間限定 学童クラブ入会募集

学童クラブは、就労・病気などで昼間家庭にいない保護者に代わり、生活指導などを行います。

夏休み期間限定の入会のため、保護者が就労されておらず、求職活動中の場合は、申請できません。

入会期間 7月21日(水)～8月31日(火)

☎小学1年生～4年生

(障害児は6年生まで)

申請書配布 6月15日(火)から児童青少年課(田無庁舎1階)市民課(保谷庁舎1階)各児童館、各学童クラブ

市HPからダウンロード可。

申請書に必要書類を添えて、6月16日(水)～7月6日(火)(土・日曜日を除く)までに、児童青少年課(田無庁舎1階)へ直接持参。

保谷庁舎、児童館、学童クラブでの受け付けはできません。また、申請期限後の受け付けもできませんのでご注意ください。

施設の利用状況および申請状況により、希望する学童クラブに近接する学童クラブになる場合や入会できない場合があります。

詳細は、入会案内または、市HPをご覧ください。

児童青少年課 ☎(☎460-9843)

中学校の職場体験へご協力を

市教育委員会では、市立中学校の生徒が職場体験を通じて、働くことの意義、楽しさを実感したり、社会の一員としての自覚を高めたりするなど、自分の生き方を見つけられるように支援しています。

対象を市立中学2年生として、右表のとおり実施を予定しています。各学校から問い合わせがあった際に

は、支障のない範囲でご協力をお願いします。

また、この活動にご協力いただける事業所がありましたら、教育指導課までご連絡ください。

中学校職場体験実施予定日

Table with 3 columns: 中学校名, 実施日, 日数. Lists schools like 田無第三中学校 and their activity dates.

教育指導課 ☎(☎438-4075)

福祉

介護保険負担限度額認定証の更新

平成21年度介護保険負担限度額認定証(介護保険施設における居住費・食費に係る負担軽減の認定証)の有効期限は、6月30日(水)です。

7月(平成22年度)以降も引き続き認定の継続を希望する場合は、更新の手続きが必要です。

平成21年度に認定されている方には市から申請書を送付しましたので、必要事項を記入のうえ、7月中に手続きをしてください。

高齢者支援課 ☎(☎438-4030)

スポーツ

武道場多目的ホール改修工事

武道場多目的ホールは、9月13日(月)～10月1日(金)までの期間中、改修工事のため、2か月前抽選および随時予約ができません。

ご理解とご協力をお願いいたします。スポーツ振興課 ☎(☎438-4081)

固定資産税の減額

❖住宅の耐震改修

昭和57年1月1日以前から市内に所在する住宅に耐震改修工事を行い、下記要件を満たしている場合、改修工事が完了した年の翌年度分における当該家屋に係る固定資産税を住宅面積の120㎡まで2分の1減額します(都市計画税は除く)

減額要件 改修工事後3か月以内に資産税課(田無庁舎4階)へ申告すること 耐震改修工事費用が30万円以上であること

減額期間 平成22年1月1日～平成24年12月31日に改修完了...翌年度から2年間 平成25年1月1日～平成27年12月31日に改修完了...翌年度から1年間

必要書類 耐震基準適合住宅に係る固定資産税の減額適用申告書 耐震改修工事証明書 耐震改修工事費用の領収書

❖住宅のバリアフリー改修 平成19年1月1日以前から市内に

所在する家屋(賃貸住宅を除く)にバリアフリー改修工事を行い、下記要件を満たしている場合、改修工事が完了した年の翌年度分における当該家屋に係る固定資産税を住宅面積100㎡まで3分の1減額します(都市計画税は除く)

減額要件 65歳以上の方および要介護もしくは要支援の認定を受けている方ならびに障害をお持ちの方が居住する家屋であること(賃貸住宅を除く)

平成19年4月1日～平成25年3月31日に一定のバリアフリー改修工事を行うこと

改修工事後3か月以内に資産税課(田無庁舎4階)へ申告すること バリアフリー改修工事費用が30万円以上であること(補助金などを除く自己負担額)

現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋であること

必要書類 住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額適用申告書 バリアフリー改修工事費用の領収

書、改修工事の内容などを確認できる書類(工事明細書、現場の写真など) 納税義務者の住民票の写し

改修住宅にお住まいの方により次のいずれかの書類 (1)居住者が65歳以上の場合...その方の住民票の写し (2)居住者が要介護または要支援を受けている場合...その方の介護保険被保険者証の写し (3)居住者が障害をお持ちの場合...その方の障害者手帳の写し

補助金などの交付を受けた場合は、交付を受けたことを確認することができる書類

～一定のバリアフリー改修工事とは～ 廊下の拡幅、階段のこう配の緩和、浴室改良、便所改良、手すりの設置、屋内の段差の解消、引き戸への取替え工事、床表面の滑り止め化

❖住宅の省エネ改修

平成20年1月1日以前から市内に所在する住宅(賃貸住宅を除く)に省エネ改修工事を行い、下記要件を満たしている場合、改修工事が完了した年の翌年度分における当該家屋に係る固定資産税を住宅面積120㎡

まで3分の1減額します(都市計画税は除く)

減額要件 平成20年4月1日～平成25年3月31日に一定の省エネ改修工事(熱損失防止改修)を行うこと 改修工事後3か月以内に資産税課(田無庁舎4階)へ申告すること 熱損失防止改修工事費用が30万円以上であること

現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋であること

必要書類 住宅の熱損失防止改修に伴う固定資産税の減額適用申告書 熱損失防止改修工事証明書 熱損失防止改修工事費用の領収書 納税義務者の住民票の写し

～一定の熱損失防止改修工事とは～ 窓、床、天井、壁の断熱性を高める改修工事であること(外気などと接するものの工事に限る。窓の改修工事を含めた工事であることを必須とする)

資産税課 ☎(☎460-9830)